学校いじめ防止基本方針

石井町藍畑小学校

1　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）　教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

（2）　いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

（3）　ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

（4）　発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守りぬくとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

（5）　より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（6）　いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2　学校いじめ対策組織

（1）　組織の構成

管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、学級担任、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたっては、教育相談コーディネーター、児童とかかわりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー等）等の助言を得る。

（2）　組織の役割

①　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

②　児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。

③　いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

④　緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3　教育相談体制

（1）　教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。

（2）　児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

（3）　定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も

気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受けとめられるようにする。

（４）　相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

（５）　児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

４　いじめの未然防止のための取組

（１）　教育・指導場面

①　「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。

②　教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③　全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

④　授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

⑤　ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。

⑥　学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑦　学級活動や道徳の時間に、いじめにかかわる問題を取りあげ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。

⑧　インターネット上の掲示板やメッセージアプリ内に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

⑨　児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

⑩　児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。

⑪　教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。

⑫　いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性をふまえ、日常的に注意深く見守る。

⑬　児童が被災し、避難所等に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

⑭　「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し、適切に対応する。

（２）　家庭・地域社会との連携

①　学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
③ ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応のあり方

（1） 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。

（2） 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用)」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。

（3） 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（７月、１１月）に実施することに加え、「相談ポスト」の設置、「個別面談」、「日記や連絡帳の記述」等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。

（4） いじめの把握にあたっては、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。
特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

（5） 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。

（6） 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。

（7） いじめについて訴えや情報があったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに石井町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

（8） 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用)」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

（1） いじめの発見・通報を受けたときの対応
① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときは、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人ひとりの役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

（2） いじめられた児童、保護者への支援
① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
③ 複数教員による家庭訪問を行う。

④　本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
⑤　本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
⑥　スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
⑦　特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性をふまえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（３）　いじめた児童への指導と保護者への助言
①　毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
②　いじめられた児童を守る観点から､必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
③　いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
④　複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

（４）　他の児童への指導
①　新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
②　傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
③　児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組推進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

（５）　教育委員会等への報告と連携
①　いじめを認知した場合は、学校長が速やかに石井町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
②　事案によっては、徳島県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

（６）　関係機関への相談・通報
①　恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
②　生命または身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
③　ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて石井町育成センターや警察、法務局等に協力を求める。

（７）　いじめの解消状態
少なくとも、次の２項目が満たされていること。ただし、再発の可能性をふまえ、日常的に注意深く見守る。
①　少なくとも３か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期の期間を設定できる。
②　いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

７　校内研修
校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に１回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題についての校内研修を行う。

８　重大事態への対処
（１）　いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに石井町教育委員会に報告するとともに、石井町教育委員会と連携して対処する。

（２）　重大事態が生じ、学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

９　取組の評価

（１）　いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価を行う。

（２）　ＰＤＣＡサイクルの考え方に従い、年間計画で定めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果をふまえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

（３）　期待する指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

１０　年間計画（いじめ防止プログラム）

（１）　年間目標

○　いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こりうることをふまえて、いじめ問題に対して積極的に認知し、組織的に取り組む。

○　教職員や児童が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。

○　教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。

○　児童との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨き、いじめの早期発見を図る。

○　学習指導や生徒指導、進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感をもつことにより、いじめの未然防止を図る。

○　児童の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身につけさせ、いじめの未然防止を図る。

○　児童の心の変化をいち早くとらえ、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

（２）　行事・校内研修等予定

	内容	対象者	担当
学年始	学校基本方針の共通理解	教職員	生徒指導主任
	指導体制や指導計画の公表・周知	教職員・児童・保護者	生徒指導主任
	校外補導	教職員	教頭
４月	始業式	児童	校長・生徒指導主任
	入学式	新入児童・保護者	教頭
	家庭訪問	保護者	学級担任
	ＰＴＡ総会	保護者	校長
	１年生を迎える会	児童	特活担当
５月	校内研修（児童理解）	教職員	生徒指導主任
	交通安全教室	児童	安全教育担当
	修学旅行	６年生児童	６年担任
	バス遠足	１～５年生児童	１～５年担任
６月	授業参観	児童・保護者	学級担任
	情報交換会	教職員	生徒指導主任

	人権集会	児童	人権教育主任
7 月	七夕集会 アンケート実施 １学期点検・評価・改善 終業式	児童 児童 教職員 児童	特活担当 生徒指導主任 ・教頭 校長・ 生徒指導主任
夏 季 休 業 日	個人懇談 子ども民生委員活動 校区パトロール 校外補導 プール監視 ＰＴＡ奉仕作業	保護者 教員・地方代表児童 教頭・児童会役員 教職員 教職員・ＰＴＡ役員 保護者	学級担任 教務主任 教頭 教頭 生徒指導主任 教頭
9 月	始業式 ２学期取組の公表と周知	児童 教職員・児童・保護者 児童・保護者	校長・ 生徒指導主任 生徒指導主任 教頭・ 体育主任
1 0 月	情報交換会 校内研修（児童理解）	教職員 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任
1 1 月	運動会 情報交換会 かがやきフェスタ アンケート調査 宿泊体験学習	児童・保護者 教職員 児童・保護者 児童 ５年生児童	教頭・体育主任 生徒指導主任 教頭・教務 生徒指導主任 ・教頭 ５年担任
1 2 月	かがやきフェスタ 情報交換会 ２学期点検・評価・改善 終業式	児童・保護者 教職員 教職員 児童	教頭・教務 生徒指導主任 生徒指導主任 校長・ 生徒指導主任
冬 季 休 業 日	校外補導 校区パトロール	教職員 教頭・児童会役員	教頭 教頭
1 月	始業式 ３学期の取組の公表と周知	児童 教職員・児童・保護者	校長・ 生徒指導主任 生徒指導主任
2 月	校内研修（児童理解） 情報交換会 参観授業・学年部会	教職員 教職員 児童・保護者	生徒指導主任 生徒指導主任 学級担任
3 月	６年生を送る会 学校評価アンケート 卒業式 年間点検・評価・改善	教職員・児童 教職員・児童・保護者 教職員・児童・保護者 教職員	５年担任 教頭 教頭・教務 生徒指導主任

	修了式	教職員・児童	校長・ 生徒指導主任
学 年 末 休 業 日	校外補導 校区パトロール 次年度への引き継ぎ	教職員 教頭・児童会役員 教職員	生徒指導主任 教頭 教頭